

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院では令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備について以下の通り対応しております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ④ 電子処方箋を発行できる体制については現在整備中です。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っております。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所およびホームページに掲載しております。

マイナ保険証や問診票などを通じて患者様の医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用に関するご協力をお願いいたします。